

下地小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒の自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめについての学校の目標

学校の教育目標「知・徳・体の基礎を培い、自ら学ぶ意欲、思いやりの心、健やかな心身をもった子どもの育成をめざす。」

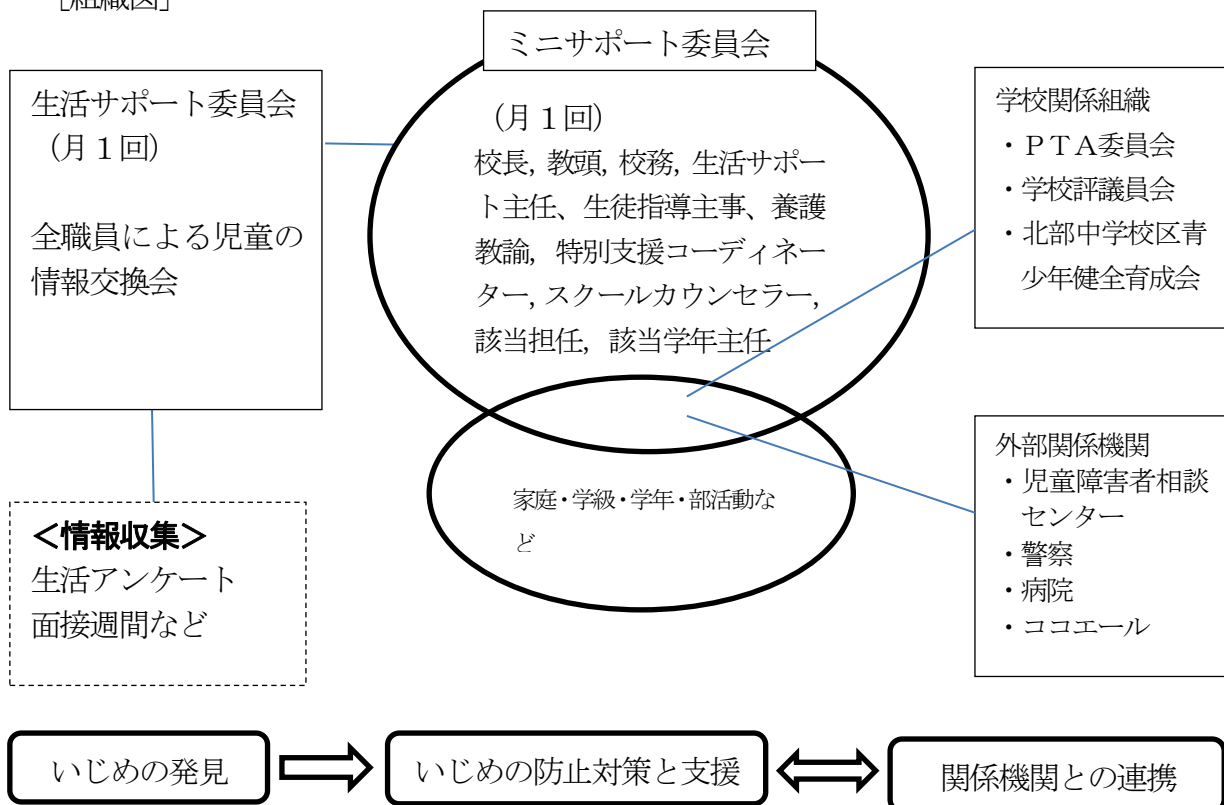
- よく考える子 ○ 仲よくする子 ○ 体をきたえる子

をもとに取り組み、いじめについての学校の目標を「いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに、全校体制で実効性のある組織を活用して取り組む」とする。

3 いじめ防止対策組織

この組織としては、「ミニサポート委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

[組織図]



(1) 「生活サポート」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、ミニサポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。（いじめ防止対策組織を活用する）
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。（生徒指導記録に担任が記録を残し、今後の指導に生かす。）

4 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

【資料1】いじめ防止年間指導計画

【資料2】いじめ早期発見・対応マニュアル

【資料3】チェックリスト（担任は生活アンケートとともに実施）

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。（エンカウターの活用）
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 生活アンケート（いじめを含む）を月5回（5月、7月、9月、12月、2月）実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。アンケートの結果をもとに、本人と面談を行い、問題解決を図るように努める。また、ハートフル週間（面接週間）を年3回（6月、10月、3月）実施する。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ QU（6年）の分析結果をもとに、ミニサポート委員会を開催し、支援が必要な児童の特定と支援方法について検討する。

エ 児童と SC の面談の機会を設けたり、SC が校内を巡回したりするなど、児童が相談しやすい環境を整える。

オ 外部の相談窓口の紹介、周知を図る。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「ミニサポート委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

○ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。全職員が共通理解のもと、児童の様子を観察し、経過報告・情報交換していく。心のケアについては、スクールカウンセラー等を活用して進める。不登校の傾向が見られる場合は、関係機関と連携をとる。

○ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。家庭と協力し、関係機関と連携をとって、指導・支援を行い、経過観察をする。

ウ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。(学級・学年集会)

エ ネット上のいじめへの対応については必要に応じて警察署等とも連携して行う。

オ いじめの発見から対応については、時系列に沿った正確な記録を残し、一括して保管する。

5 重大事態への対応

【資料4】重大事態発生時の調査対応図

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「下地小学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携をとり、加害・被害双方の生徒や保護者の心のケアに努める。

6 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、RPD CAサイクル (RESEARCH→PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取り組みの検証を行う。

7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。(文科省作成：生徒指導リーフの活用)
- (2) 「下地小学校いじめ防止基本方針」は年度当初にホームページ上で公開する。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

【資料4】重大事態発生時の調査対応図

